

令和5年12月26日  
都市経営戦略会議資料

# 誰一人取り残されない学びの保障に向けた 不登校対策について

---

教育委員会事務局 学校教育部 総合教育相談室

## 審議事項

---

---

本市の児童生徒に対して、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策として、

- (1) 「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）」の設置について、令和8年度開校に向け検討を進めてよろしいか
- (2) 設置に当たり、提案の方向性で検討を進めてよろしいか

上記2点について、御審議いただくものです。

# 資料構成

---

---

- 1 児童生徒の不登校等に係る現状
- 2 さいたま市の不登校児童生徒への支援
- 3 さいたま市が目指す学びの多様化学校
- 4 今後のスケジュール

## 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）検討の起点

---

## 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）検討の起点

---

- 1 全国の不登校等児童生徒は年々増加し、さいたま市においても同様の状況であることから、不登校等児童生徒への支援の充実は喫緊の課題である。本市では、不登校支援として、既存の支援体制のほか、学びの提供の場として不登校等児童生徒支援センター（Growth）を令和4年4月から開設し、オンライン学習支援を行ってきたところ。
- 2 不登校等児童生徒の欠席の要因は、「病気」「経済的理由」「不登校」「新型コロナウイルス感染回避」「その他」の5つに分類される。また要因の一つである「不登校」は「無気力・不安」「身体の不調」「生活リズムの乱れ」「友達のこと」などに細分され、さらにその背景には、発達障害の可能性がある、特異な才能をもっている、日本語を話す頻度が少ない、あるいは、それらが複合している場合など多様である。
- 3 これらのことから、多様な背景をもつ子どもたちが、社会的に自立できるよう学びを提供していくためには、柔軟で包摂的な教育課程を編成した学校の設置が求められる。そこで、時間的・空間的な制限を超えた多様な学びができる環境を整備し、その中で一人ひとりの子どもが自らの興味・関心に基づき、それぞれの強みを生かしながら主体的に学びを進めることができる学校、すなわち学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置が必要である。

# 1 児童生徒の不登校等に係る現状

---

# 1 児童生徒の不登校等に係る現状

## ■ 不登校等児童生徒とは

- ・ 学校を長期（年度間で**通算30日以上**）にわたり欠席している児童生徒
- ・ その内、「不登校」については、何らかの心理的、情緒的、身体的、社会的要因などの背景により**登校しないあるいは登校したくてもできない状況にあるもの**

※ 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

## ■ さいたま市の不登校等児童生徒の状況

|                    |  | H30   | R1    | R2    | R3    | R4    | H30<br>度比 |
|--------------------|--|-------|-------|-------|-------|-------|-----------|
| 不登校等<br>児童生徒数      |  | 2,171 | 2,375 | 2,418 | 8,524 | 4,663 | 2.1倍      |
| 内、<br>不登校児童<br>生徒数 | 小学校                                      | 350   | 373   | 469   | 550   | 767   | 2.2倍      |
|                    | 中学校                                      | 923   | 1,003 | 921   | 1,074 | 1,336 | 1.4倍      |
|                    | 合計                                       | 1,273 | 1,376 | 1,390 | 1,624 | 2,103 | 1.7倍      |
|                    | 相談機関等<br>における相<br>談・指導等<br>を受けてい<br>ない人数 | 227   | 322   | 462   | 524   | 757   | 3.3倍      |

## ■ 国の不登校等児童生徒の状況

|                    |  | H30     | R1      | R2      | R3      | R4      | H30<br>度比 |
|--------------------|--|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 不登校等<br>児童生徒数      |  | 240,039 | 252,825 | 287,747 | 413,750 | 460,648 | 1.9倍      |
| 内、<br>不登校児童<br>生徒数 | 小学校                                      | 44,841  | 53,350  | 63,350  | 81,498  | 105,112 | 2.3倍      |
|                    | 中学校                                      | 119,687 | 127,922 | 132,777 | 163,442 | 193,936 | 1.6倍      |
|                    | 合計                                       | 164,528 | 181,272 | 196,127 | 244,940 | 299,048 | 1.8倍      |
|                    | 相談機関等<br>における相<br>談・指導等<br>を受けてい<br>ない人数 | 45,172  | 53,593  | 67,294  | 88,931  | 114,217 | 2.5倍      |

## ■ さいたま市の不登校児童生徒の増加背景

### ① 教育の機会確保法の趣旨の浸透

（登校のみを目標とせず、社会的自立を目指すため、多様な教育機会の確保をすることが必要）

### ② 学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことが難しかったこと

### ③ 長期化するコロナ禍による生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況が続いたこと

# 1 児童生徒の不登校等に係る現状

## ■ 不登校等児童生徒の欠席理由（国の調査項目）

|               |       |     |
|---------------|-------|-----|
| 病気            | 経済的理由 | 不登校 |
| 新型コロナウイルス感染回避 | その他   |     |

## ■ 不登校の要因（国の調査項目）

|            |          |              |            |         |
|------------|----------|--------------|------------|---------|
| 無気力・不安     | 生活リズムの乱れ | 友人関係         | 学業の不振      | 親子の関わり方 |
| 入学・転学時の不適応 | 家庭内の不和   | 部活動の不適応      | 生活環境の急激な変化 | 教職員との関係 |
| 進路に係る不安    | いじめ      | 学校のきまりをめぐる問題 | 該当なし       |         |

## ■ 不登校のきっかけ例

|          |                |
|----------|----------------|
| 無気力・不安   | ・学校へ行く意欲がわからない |
| 生活リズムの乱れ | ・朝どうしても起きれない   |
| 友人関係     | ・友達とケンカをした     |

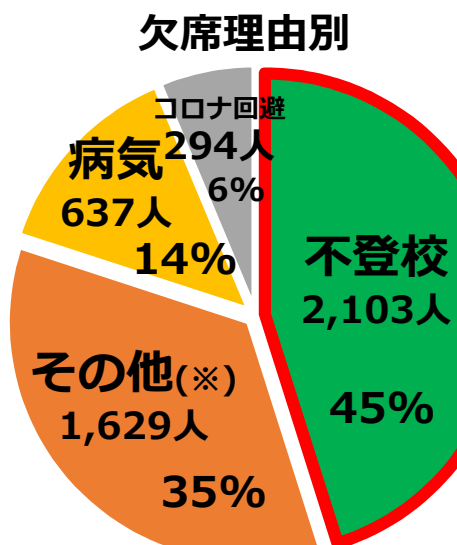
## ■ 学校の欠席パターン例（年間授業日数205日）

|         |                    |
|---------|--------------------|
| 年間30日欠席 | ・週1回欠席             |
|         | ・4～5月末まで欠席し、6月より出席 |
| 年間90日欠席 | ・週2～3回欠席           |
|         | ・1学期の運動会から欠席       |

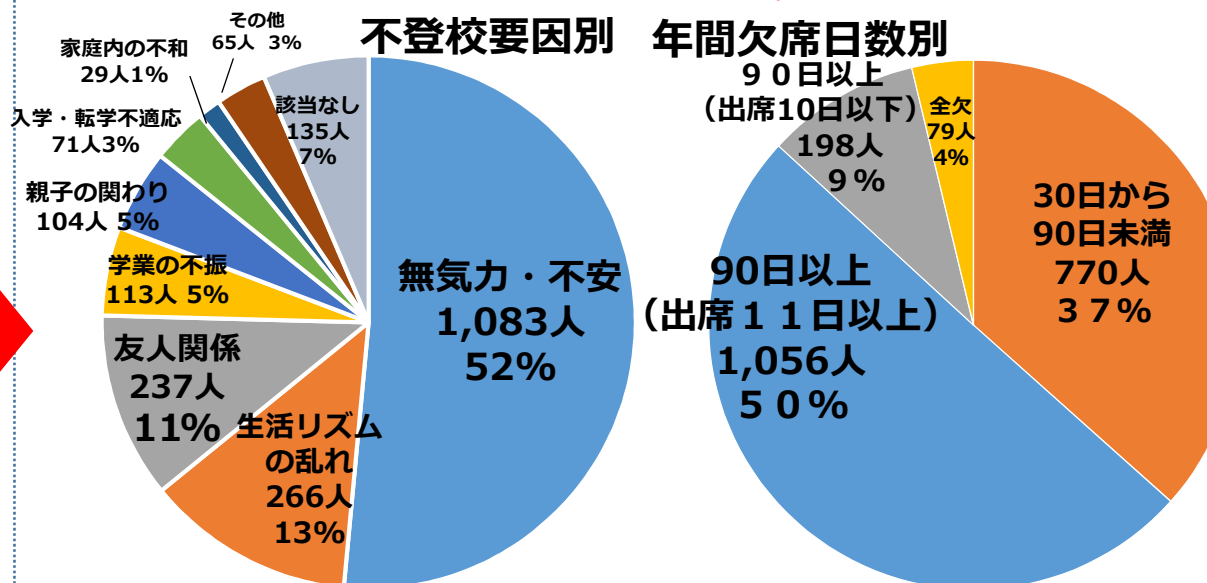
## ■ 令和4年度不登校等児童生徒及び不登校児童生徒の状況

※さいたま市「長期欠席児童生徒調査」

不登校等児童生徒数4,663人



不登校児童生徒数2,103人



※「その他」は、保護者の登校への無理解、介護、家事手伝い、海外滞在、連絡先不明、複数の要因が重なって30日以上欠席となる場合

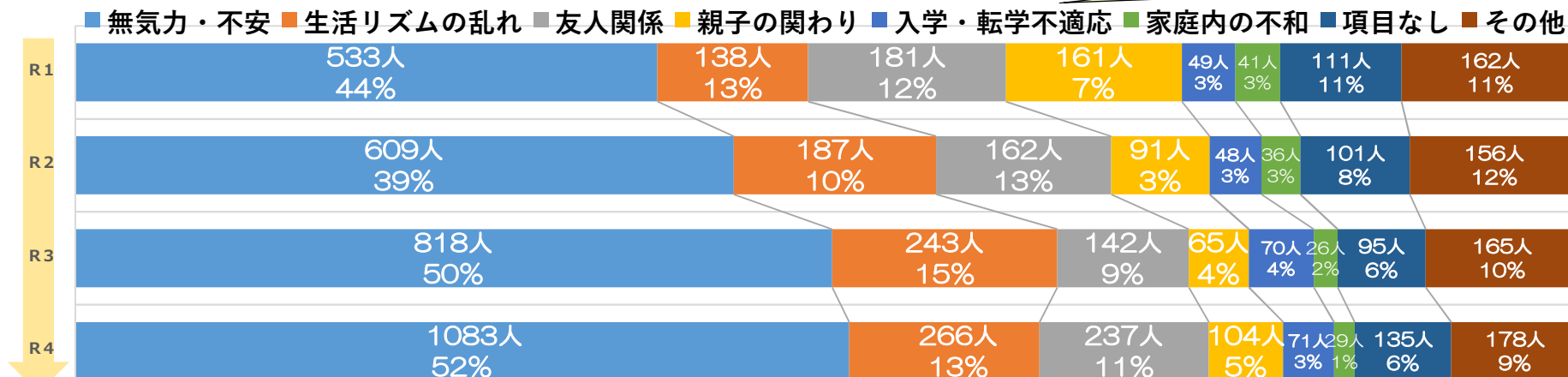


# 1 児童生徒の不登校等に係る現状

## ■さいたま市の不登校児童生徒の経年状況

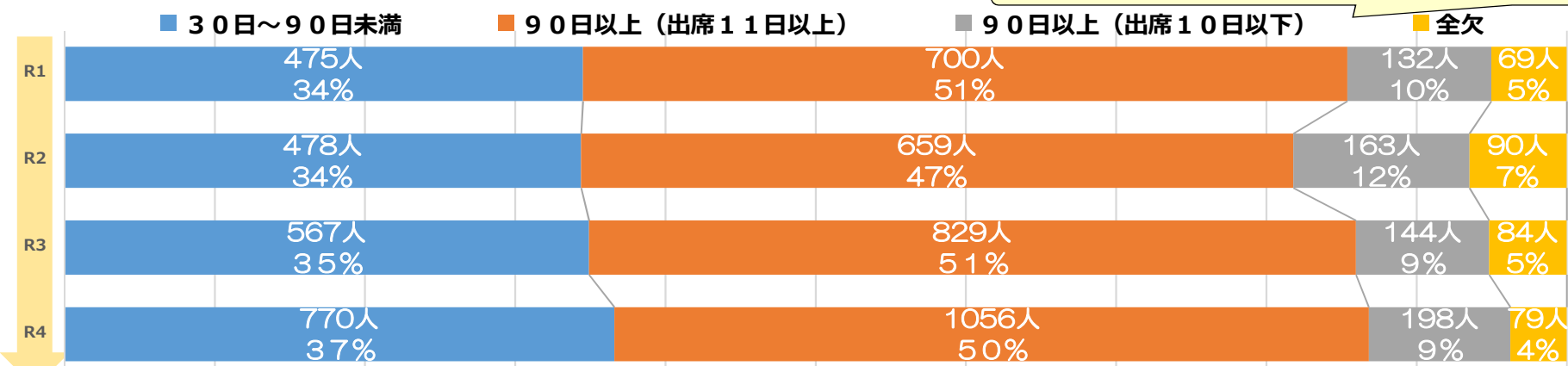
### 不登校の要因別

毎年最も多い割合を占めている「無気力・不安」の要因がさらに増えている



### 年間欠席日数別

年間90日以上欠席する児童生徒の数が増えている



### 「無気力・不安」の増加要因

・新型コロナウイルス感染症により、学校や家庭における生活や環境の大きな変化で不安や悩みを相談できず、学校に登校しないという形で不安を表していること

### 「年間90日以上欠席人数」の増加要因

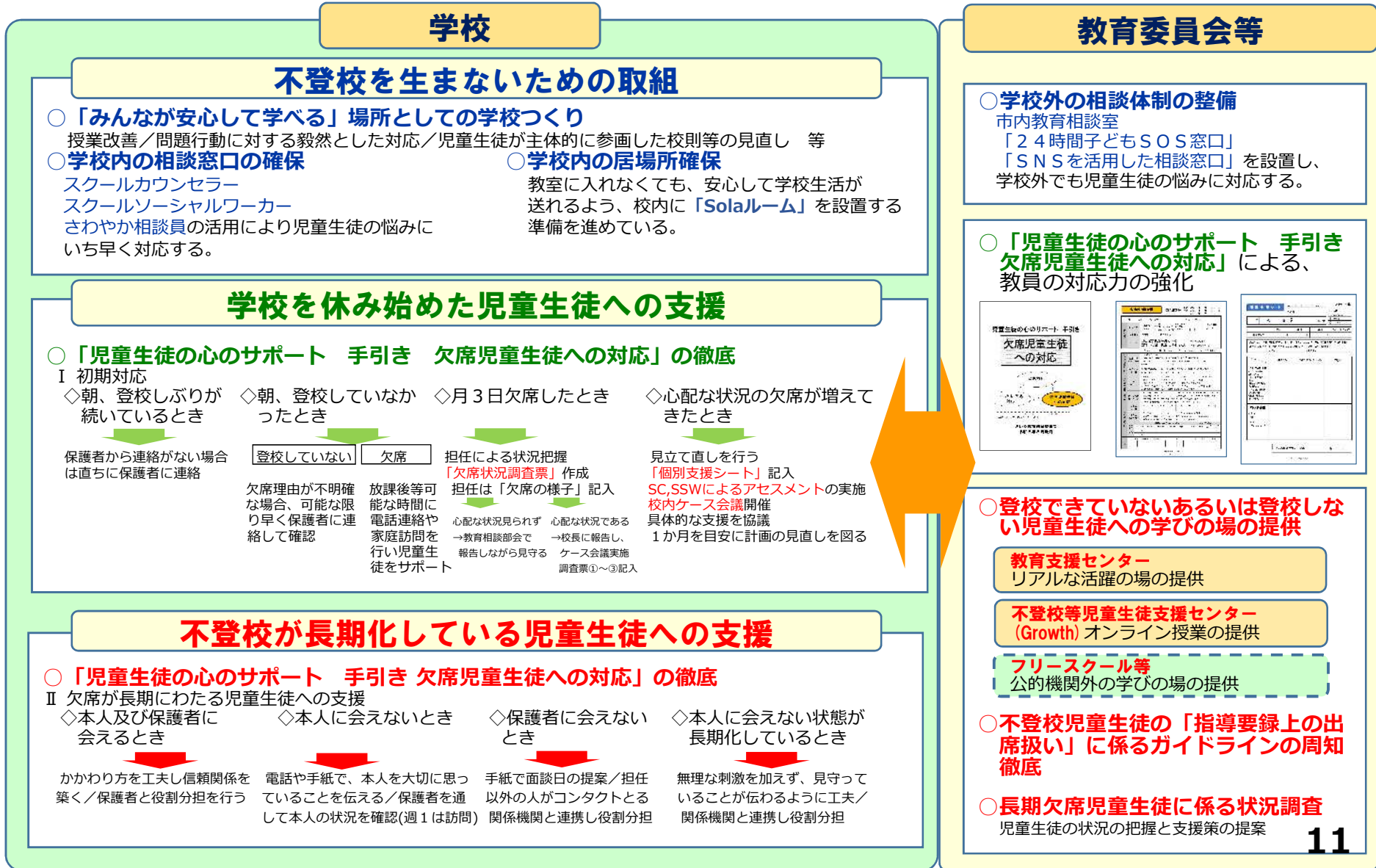
・児童生徒の休養の必要性を明示した教育機会確保法の趣旨が、保護者に浸透してきたこと  
 ・学校においても教室復帰のみを指導するのではなく、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた、支援ができるようになってきたこと

## 2 さいたま市の不登校児童生徒への支援

---

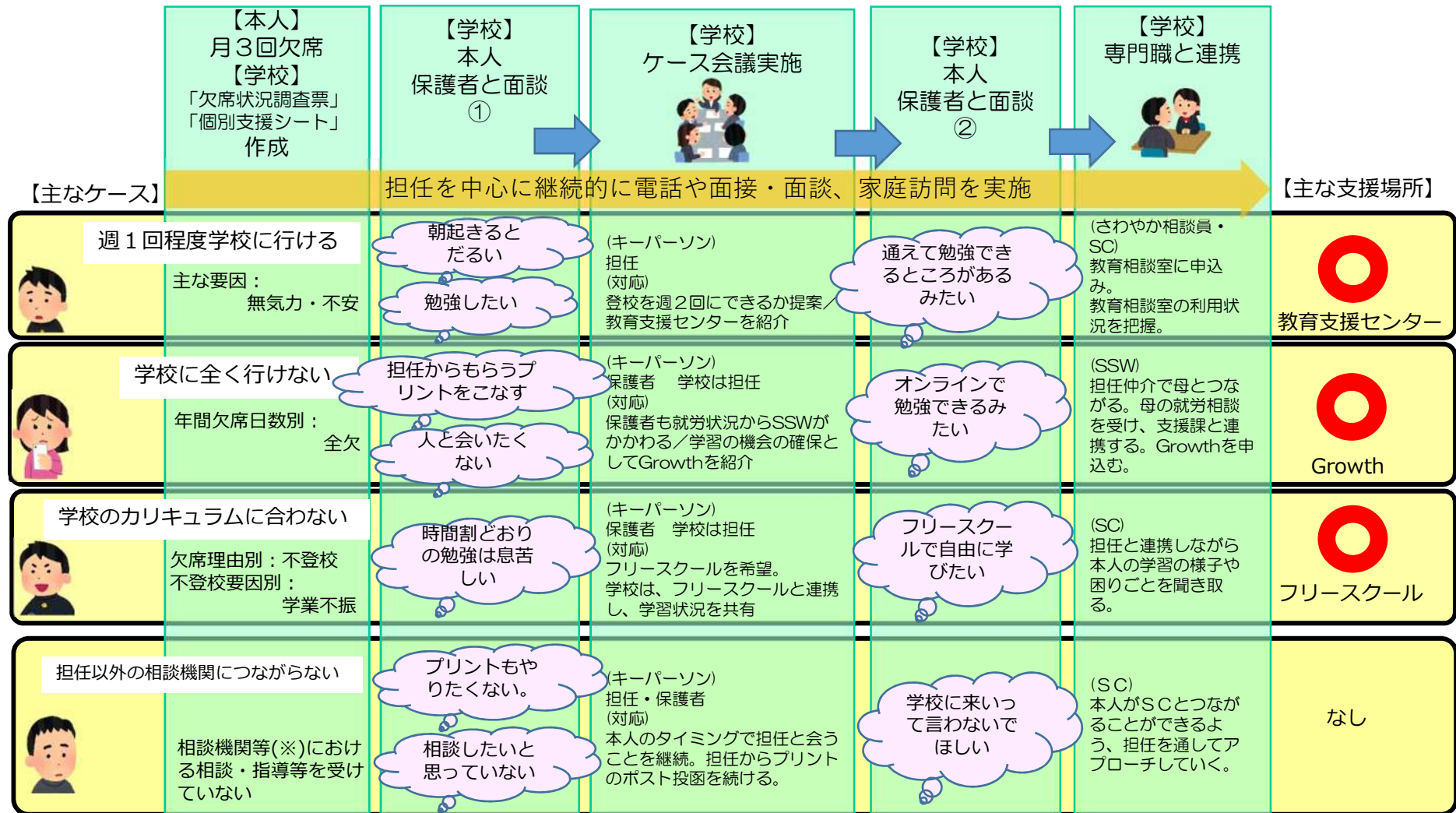
# 2 さいたま市の不登校児童生徒への支援

## さいたま市の不登校等児童生徒への支援策（学校と教育委員会等）



## 2 さいたま市の不登校児童生徒への支援

### ■ 不登校等児童生徒目線による支援策とのつながり方のイメージ



※相談機関等とは、教育委員会所管の機関（教育相談室、教育支援センター、Growth等）、民間団体・民間施設、フリースクール、学校内のスクールカウンセラー、養護教諭等

## 2 さいたま市の不登校児童生徒への支援

### ■各支援制度の概要、利用者・保護者の声

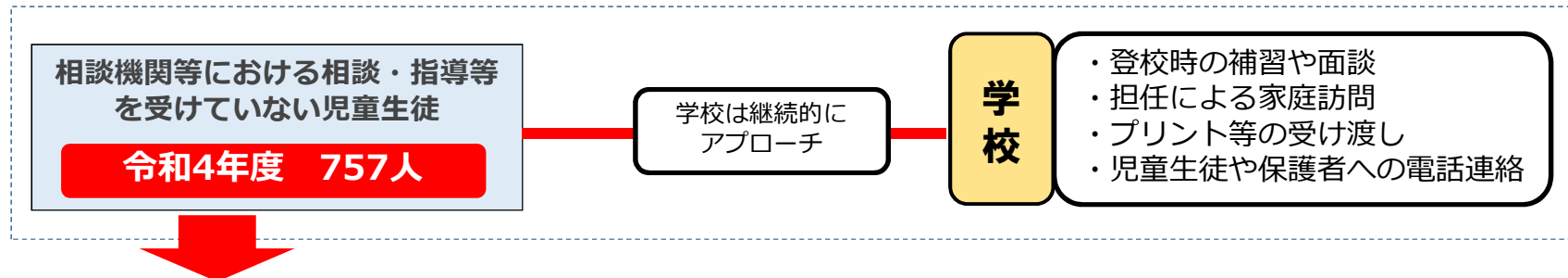
|  |       | 教育支援センター   | Growth   |
|--|-------|--|--|
| 前提   |       | あくまで在籍校の一員であるため、学習状況について在籍校と連携して支援を行い、在籍校が学習評価等を行う。  |  |
| 支援対象                                       |       | 学校に行く気持ちがありながら、さまざまな理由で登校することが困難な児童生徒  | 学校を年間30日以上欠席し、オンラインでの学びを希望している児童生徒   |
| 利用者数(R5年度)                                 |       | 180名   | 300名   |
| 支援内容                                       |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的自立を目指した相談・指導</li> <li>・個別または小集団による学習及び活動</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的自立を目指した相談・指導</li> <li>・ICTを活用した学習</li> <li>・リアルな交流会や体験活動などの多様なプログラム</li> </ul>  |
| 支援方法                                       |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通室による学習</li> <li>・体験活動</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン学習(Teams/2D・3D メタバース)</li> <li>・体験活動</li> </ul>   |
| 利用者・保護者の声                                  | 良い点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・居場所があるだけで救いになる</li> <li>・年齢が近い人どうしで交流ができる</li> <li>・気軽に通い、無理のない時間割である</li> <li>・保護者どうしの交流の場で、同じ立場や経験をしている人の話が聞けて安心できる</li> </ul>           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・規則正しい生活ができるようになった</li> <li>・参加してから元気になり、外出も可能になった</li> <li>・チャットで気持ちを伝えるために言葉に気をつけるようになった</li> <li>・勉強や進路について真剣に考え始めた</li> </ul>               |
|  | 今後の期待 | <ul style="list-style-type: none"> <li>▲センターの授業をオンラインで受けたい</li> <li>▲オンライン面接や訪問があるといい</li> <li>▲学校で受けられなかった授業の内容を、個別で教えてもらえる機会があるとよい</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>▲自分のペースで学び、基礎学力を確実に付けたい</li> <li>▲集団教育が前提の学校では、集団が苦手という本人の学習意欲と関係ない部分にハードルがある</li> <li>▲特に算数・数学をどんどん学びたいという気持ちがあったり、絵や自然体験が多い教育を受けたい</li> </ul> |
| 令和5年度Growth利用保護者アンケート「学びの多様化学校に通わせたいと思う理由」 |       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・画一的な教育に参加できないだけで、居場所がなくなる。平均的ではなくとも、興味分野を伸ばし、人と関わり楽しく過ごすことができる場があるとよい</li> <li>・個々に合わせた学びにより、得意な部分をより伸ばし、苦手な事は時間をかけてできるようになると思う</li> </ul> |  |



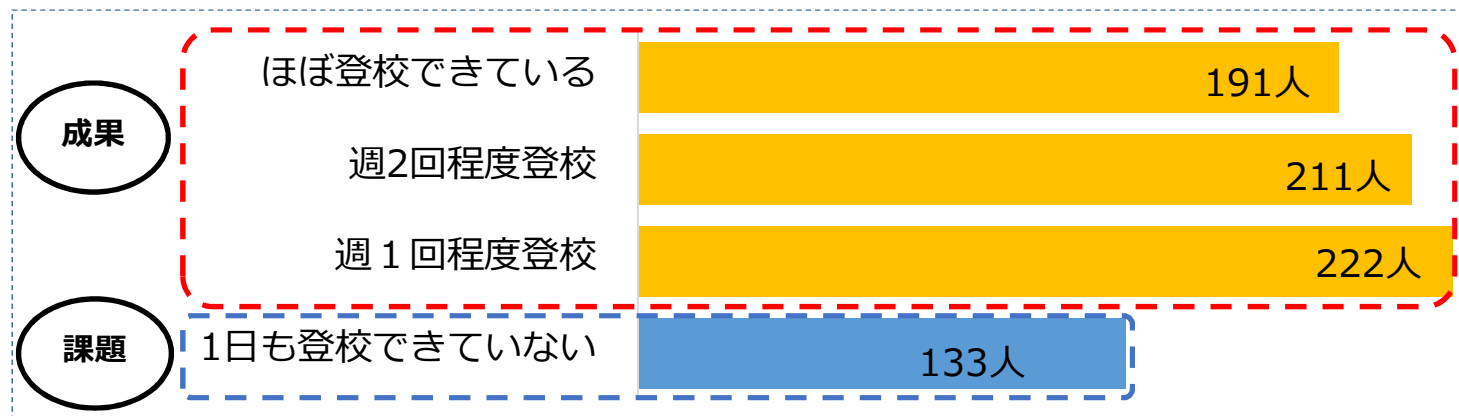
これらのニーズに対応するため、現状の「通常の教育課程」における伴走型の支援に加えさらなる一手が必要

## 2 さいたま市の不登校児童生徒への支援

### ■ 相談機関等における相談・指導等を受けていない児童生徒への対応（現状と課題）



### ■ 相談機関等における相談・指導等を受けていない児童生徒の令和5年3月の状況



- ・ 学校側の継続的なアプローチにより、登校の再開など少しずつ登校できる状態になる生徒も多く、この児童生徒については、その後も学校とのつながりが深まっていく傾向にある
- ・ 一方で、1日も登校できていない児童生徒は133人おり、この児童生徒については3月に限らず年度を通して登校ができておらず、学校とのつながりが薄い状況にある

現状の支援制度のみでは、この133人を学びにつなげていくことが困難

## 2 さいたま市の不登校児童生徒への支援

さいたま市が目指す不登校児童生徒への支援

**不登校等児童生徒の学びの機会を確保し、個別最適な学びを提供したい**

現在の支援制度における課題

- 不登校のきっかけは、一人ひとり異なり、欠席のパターンもそれぞれ
- 既存の支援体制では、一人ひとりの悩みに寄り添うことは強みと言えるが、**教育支援センターやGrowthにおいても、原籍校の教育課程における学びをカバーする形の支援であり、一人ひとりに寄り添った「学び」の提供は不十分**

課題の改善に必要な環境

- ★ **学びたいと思ったときに学べる環境** ⇒ **児童生徒の個々の状況に応じた学習機会の提供**
- ★ **自分に合った学習の形を選択できる環境** ⇒ **オンライン学習とスクーリングのハイブリッド型**
- ★ **自分のペースで学び、成長を実感できる環境** ⇒ **ゆとりのある「特別な教育課程」の設定**

- ・ **時間的・空間的な制限を超えた多様な学び**ができる環境
  - ・ **一人ひとりの子どもが自らの興味・関心に基づき、それぞれの強みを生かしながら主体的に学びを進める**ことができる環境
- をつくる必要がある

**学びの多様化学校**

## 2 さいたま市の不登校児童生徒への支援

### ■ 国の学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）に係る動き

- ・ 令和5年3月31日「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策『COCOLOプラン』」
  - 不登校特例校の設置について、今後早期に全ての都道府県・政令指定都市に設置されることを目指す。
  - 将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含め全国 300 校の設置。
- ・ 令和5年6月16日「教育振興基本計画」
  - 不登校特例校の各都道府県・政令指定都市での1校以上の設置を本計画期間内において進める。

### ■ 国が示す「学びの多様化学校」とは

学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間数が少ないなど、柔軟に学ぶことができる学校のこと。

### ■ 「学びの多様化学校」「市立小・中学校」「不登校等児童生徒支援センター（Growth）」の3者の違い

|          | 学びの多様化学校  | 市立小・中学校  | 不登校等児童生徒支援センター（Growth）   |
|----------|---|--|--|
| 教育課程     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別な教育課程（620～770時間/年）</li> <li>・ 個別に設定された時間割</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の教育課程（850～1,030時間/年）</li> <li>・ 各学級で統一された時間割</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の教育課程で学ぶ児童生徒を支援</li> </ul>          |
| 授業形態     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン授業（2D・3D メタバース）</li> <li>・ 市内6か所の分教室へのスクーリング</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教室での一斉授業</li> <li>・ 学校への通学</li> </ul>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オンライン学習（Teams/2D・3D メタバース）</li> </ul> |
| 転入学方法    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体験入学後、在籍校から転籍</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通学区域による転入学</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転入学の手続きなし</li> </ul>                  |
| 出欠席・学習評価 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校が出欠席を判断し、学習評価を行う</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校が出欠席を判断し、学習評価を行う（学校外の支援機関での取組内容を参考）</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出欠の判断や、学習評価は行わない</li> </ul>           |



## 2 さいたま市の不登校児童生徒への支援

---

### ■ 学びの多様化学校設置に向けた国の根拠

○学校教育法学校教育法施行規則

第五十六条

小学校において、**学校生活への適応が困難であるため相当の期間**小学校を欠席し引き続き欠席すると認められる児童を対象として、**その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると文部科学大臣が認める場合**においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあっては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあっては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）又は第五十二条の規定によらないことができる。

○文部科学省告示第98号関係

**教育課程の基準によらないで教育課程を編成することができる場合は、文部科学大臣が、不登校児童生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認めて**小学校等を指定する場合とすること。

○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

（特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等）

第十条 国及び地方公共団体は、**不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。**

※学校教育法第一条

学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

※第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、**文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。**

### 3 さいたま市が目指す学びの多様化学校

---

### 3 さいたま市が目指す学びの多様化学校

#### 概要

|         |  |
|---------|--|
| 【校種・形態】 | 小学校及び中学校、小中一貫型   |
| 【対象】    | 原則学校を年間30日以上欠席している（もしくはしていた）児童生徒で、オンライン授業及びスクーリングを希望している児童生徒 |
| 【児童生徒数】 | 300名を想定  |
| 【入学方法】  | 在籍校との面談等の手続きの後、在籍校からの転籍による                                   |
| 【運営形態】  | オンライン授業と分教室へのスクーリングによるハイブリッド                                 |
| 【場所】    | 本校 さいたま市立教育研究所内<br>分教室 各教育相談室内（市内6か所）                        |

#### 特色

##### 特色1 学びたいと思ったときに自分のペースで学べる

- ・年間の総授業時間数について、通常の1015時間程度を750時間程度に低減
- ・教員が一人ひとりの興味・関心を聞き取り、その内容に応じた学習機会を提供

##### 特色2 自分に合った学び方が選べる

- ・オンライン授業で学びにつながる習慣を形成し、スクーリングや体験学習を実施
- ・市内6か所に分教室を置くことで通いやすい環境



##### 特色3 安心できる居場所がある

- ・学校生活について相談ができる心理士等の専門職を配置
- ・進路相談等キャリア教育の実施

# 3 さいたま市が目指す学びの多様化学校

■ 令和5年11月現在、学びの多様化学校の設置状況は、**全国で24校**。（公立14校・私立10校）

|         |   |
|---------|---|
| 平成16年開校 | ①八王子市立高尾山学園小学部・中学部<br>(八王子市教育委員会)<br>②京都市立洛風中学校(京都市教育委員会)   |
| 平成17年開校 | ③星槎中学校(学校法人国際学園)  |
| 平成18年開校 | ④鹿児島城西高等学校 普通科(学校法人日章学園)  |
| 平成19年開校 | ⑤東京シューレ葛飾中学校<br>(学校法人東京シューレ学園)<br>⑥京都市立洛友中学校(京都府京都市)  |
| 平成20年開校 | ⑦NHK学園高等学校(学校法人NHK学園)   |
| 平成24年開校 | ⑧星槎名古屋中学校(学校法人国際学園)   |
| 平成26年開校 | ⑨星槎もみじ中学校(学校法人国際学園)   |
| 平成29年開校 | ⑩西濃学園中学校(学校法人西濃学園)  |
| 平成30年開校 | ⑪調布市立第七中学校 はしうち教室<br>(調布市教育委員会)   |
| 令和2年開校  | ⑫東京シューレ江戸川小学校<br>(学校法人東京シューレ学園)<br>⑬福生市立福生第一中学校(福生市教育委員会)<br>⑭星槎高等学校(学校法人国際学園)                      |
| 令和3年開校  | ⑮岐阜市立草潤中学校(岐阜市教育委員会)<br>⑯大田区立御園中学校(大田区教育委員会)  |
| 令和4年開校  | ⑰宮城県富谷市立富谷中学校(富谷市教育委員会)<br>⑱大和市立引地台中学校(大和市教育委員会)<br>⑲三豊市立高瀬中学校(三豊市教育委員会)<br>⑳世田谷区立世田谷中学校(世田谷区教育委員会) |

学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の設置者一覧

## 「学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の設置状況(R5)

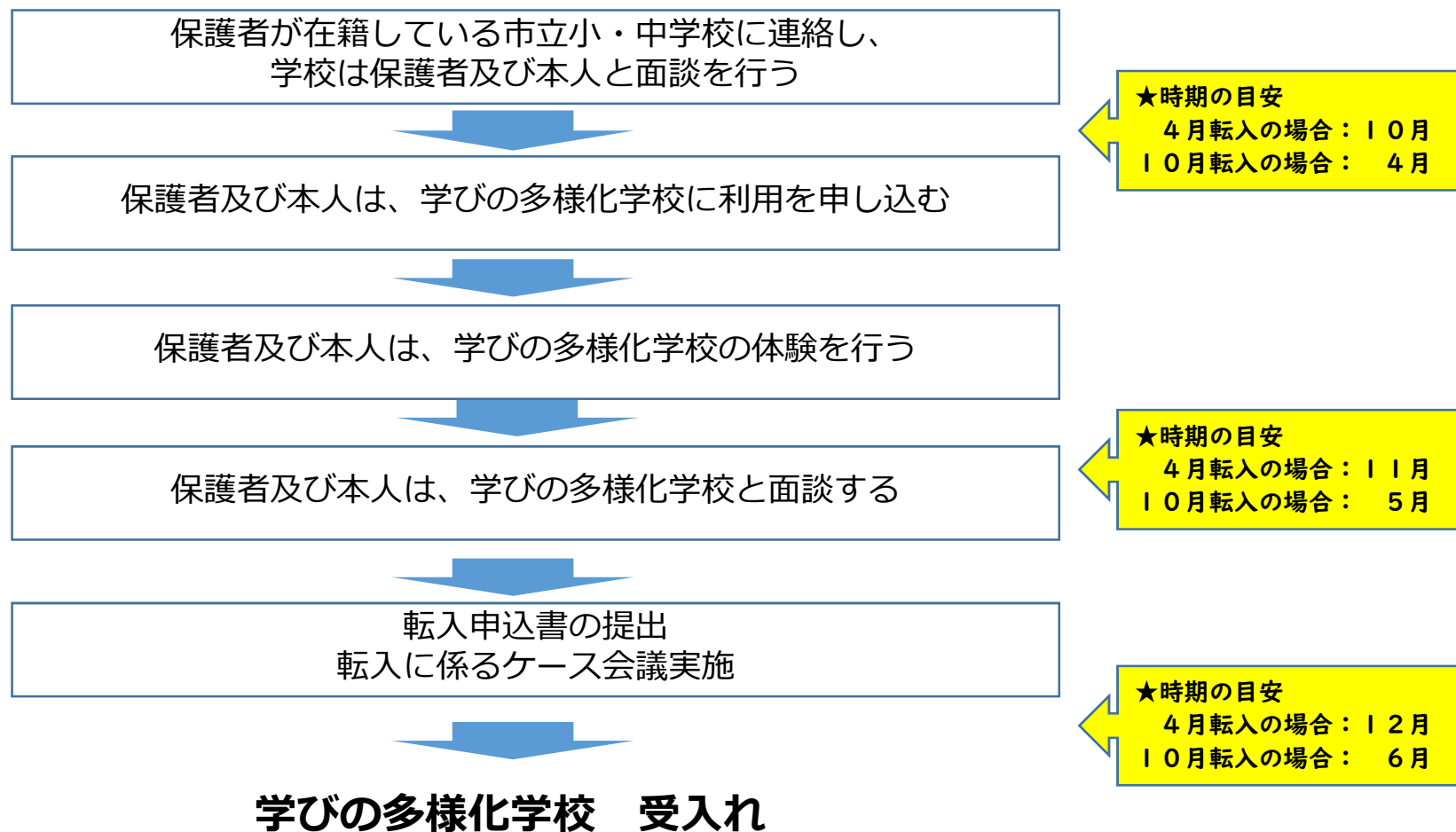
学校数(24校)  
【うち、公立学校14校、私立学校10校】



|        |   |
|--------|---|
| 令和5年開校 | ⑳白石市立白石南小学校・中学校<br>(白石市教育委員会)<br>㉑郡山北小学校 学科指導教室「ASU」<br>㉒郡山北中学校 学科指導教室「ASU」<br>(大和郡山市教育委員会)<br>㉓ろりぽっぷ学園小学校(学校法人ろりぽっぷ学園) |
|--------|---|

### 3 さいたま市が目指す学びの多様化学校

#### ■ 受入れまでの流れ



## 4 今後のスケジュール

---

## 4 今後のスケジュール

| 年度 | R5   |    |    |    | R6   |    | R7   |    | R8~ |
|----|--|----|----|----|--|----|--|----|-----|
|    | 12月  | 1月 | 2月 | 3月 | 前期   | 後期 | 前期   | 後期 |     |
|    | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">12/26<br/>都市経営戦略会議</div>                 |    |    |    | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">都市経営<br/>戦略会議</div>            |    |  |    |     |
|    | <div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">議会<br/>報告</div>           |    |    |    | <div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; display: inline-block;">議会<br/>報告</div> |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● プレ開校準備</li> </ul>   |    |     |
|    | <div style="background-color: #ffff00; padding: 5px; display: inline-block;">設置にかかるPT<br/>(教育課程・人事及び給与・施設及び設備)</div> |    |    |    | <div style="background-color: #d3d3d3; padding: 5px; display: inline-block;">プレ開校に向け教室準備・<br/>備品購入</div>   |    | <div style="background-color: #ffff00; padding: 5px; display: inline-block;">開校に向け施設<br/>整備・備品購入</div>   |    |     |
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内学校周知</li> </ul>   |    |    |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内学校周知</li> </ul>   |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 体験児童生徒募集</li> </ul>   |    |     |
|    |  |    |    |    |  |    | <div style="background-color: #00aaff; color: white; padding: 10px; display: inline-block; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <b>さいたま市 学びの多様な学校 プレ開校</b> </div> |    |     |
|    |  |    |    |    |  |    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● シンポジウム開催</li> <li>● 入学児童生徒募集</li> <li>● 特例校申請</li> <li>● 開校準備</li> </ul>  |    |     |
|    |  |    |    |    |  |    | <div style="background-color: #ffa500; color: white; padding: 10px; display: inline-block; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <b>さいたま市 学びの多様な学校 開校</b> </div>   |    |     |